

加盟店登録資格

福島市内において、店舗を有して事業を営む者とする。
ただし、福島市が適切ではないと判断した場合、登録を認めないこととする。

※下記に定める利用は除外する。

- ◆不動産や金融商品など資産形成が高い商品の購入
- ◆たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ◆商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、金、プラチナ、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入
- ◆風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業への支払い
- ◆国や地方自治体、地方公営企業への支払い
- ◆現金との換金
- ◆公序良俗に反するもの

加盟にあたっての誓約・同意事項

- ①福島市選択型エールクーポン事務局より配布される加盟店のステッカーや、のぼり等をレジ周辺に提示します。
- ②本事業に関する調査等を行うときには、報告等の協力を行います。
- ③福島市暴力団排除条例(平成24年3月27日条例第10号)を遵守します。
- ④登録事項(申込内容)に変更があるときは、速やかに届け出をします。
- ⑤店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種について、本事業にかかる広報(チラシ等への掲載)に同意します。
- ⑥申込情報について、本事業を委託する事業者へ情報を提供することに同意します。
- ⑦本事業について福島市選択型エールクーポン事務局から改善等の要請があった場合は、その指示に従います。
- ⑧上記内容等本事業に遵守しなかった場合は、登録の抹消等の指示に従います。

加盟店にご登録いただいた場合

令和6年3月上旬頃までに「取扱マニュアル」「のぼり」「ポスター」などを送付いたします。

換金スケジュール

毎月末締めにてクーポン利用額を指定口座にお振込みいたします。

【デジタルクーポン】 加盟店での手続きは不要です。

【紙クーポン】 事務局指定の「請求書兼使用済紙クーポン返送用封筒」に、「請求書」と回収した紙クーポンを同封いただき、事務局で受領後、振込みを実施します。

	紙クーポン		デジタルクーポン
	使用済紙クーポン受付締切日 (当日消印有効)	振込日	振込日
3月利用分	4月5日(金)	4月23日(火)	4月15日(月)
4月利用分	5月7日(火)	5月28日(火)	5月15日(水)
5月利用分	6月7日(金)	6月25日(火)	6月14日(金)

印字スペース

令和6年1月吉日

福島市デジタルクーポン事業の御礼 並びに福島市選択型エールクーポン事業のご案内

本市事業につきまして、日頃より特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、現在実施中の「福島市デジタルクーポン事業」においては、カメラの起動不備等によりご迷惑をおかけしておりますが、加盟店の皆様のご協力により事業を実施できておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、本市では、長引く物価高騰に直面する市民生活の支援と地域経済の下支えをはかるため、選択型エールクーポンを発行します。

今回は、デジタルが苦手な方にも支援が届くよう、値引き型の紙クーポンかデジタルクーポン「福デジくん」のどちらかを**世帯単位**で選択のうえ、ご利用いただきます。

加盟店の皆様におかれましては、紙クーポンおよびデジタルクーポンの両方でお客様の支払いを受けることとなり、ご負担をおかけいたしますが、引き続き加盟店としてご参加いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

福島市

参加する場合

- ・現在の登録情報に変更がない場合、あらためて参加に必要な手続きはありません。代表者名、電話番号、銀行口座情報など変更がある場合には、選択型エールクーポン事務局へご連絡ください。
- ・令和6年3月上旬までに、加盟店キット（マニュアル・のぼり・ポスター・ほか）が送付されます。

参加しない場合

- ・令和6年2月1日（木）までに、選択型エールクーポン事務局へご連絡ください。

※ なお、令和6年2月1日（木）まで事務局に連絡がない場合は、「参加店」として登録させていただきますのであらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

福島市選択型エールクーポン事務局 **0120-357-339**

(平日9:00~18:00)【土曜日・日曜日・祝日を除く】

福島市選択型エールクーポン事業の概要

1 対象者

令和5年12月1日現在本市に住民登録のある方

2 内容

世帯単位で以下 (1) または (2) のいずれかを選んで利用可能



- (1) **紙クーポン** (値引き型クーポン) ※申込不要
1人につき 1,500 円分
(500 円券×3枚、うち2枚は全店舗共通券、1枚は中小店舗専用券)



- (2) **デジタルクーポン** (福デジくん) ※オンライン申込
※現在実施中のデジタルクーポン (福デジくん) と同じシステムです。
- ① 5,000 円で 6,500 円分
(うち 5,000 円は全店舗共通クーポン、1,500 円は中小店舗専用クーポン)
 - ② 10,000 円で 12,500 円分
(うち 10,000 円は全店舗共通クーポン、2,500 円は中小店舗専用クーポン)
- 上記①または②のどちらかを1人につき1回購入可能

3 デジタルクーポン販売期間

※紙クーポンは購入不要
令和6年3月8日～4月30日 (予定)

4 利用期間

※紙、デジタル共通
令和6年3月8日～5月31日 (予定)

5 スケジュール

令和6年1月	2月	3月	4月	5月
案内送付 ■		◇ 値引き型クーポン送付 ◆ シリアルナンバー送付		
	オンライン申込	クーポン利用期間		

6 その他

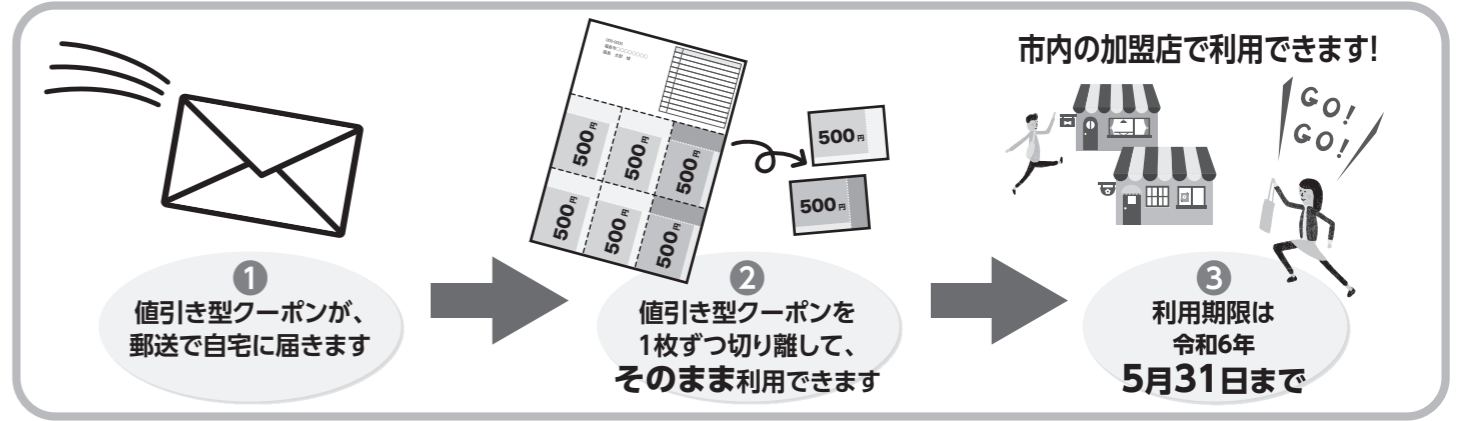
現在実施中の「福デジくん」の未利用残高は、**本事業でご利用いただくことはできません。**

利用期限の**2月15日**を過ぎると**ご利用いただけなくなります。**

必ず期限までにご利用いただきますようお願いいたします。

※中小店舗とは、小売業のうち大規模小売店舗 (店舗面積 (売場面積) 1,000㎡以上) を主に運営するスーパー、ホームセンター、ドラッグストア店を除いた店舗。

紙クーポンの概要

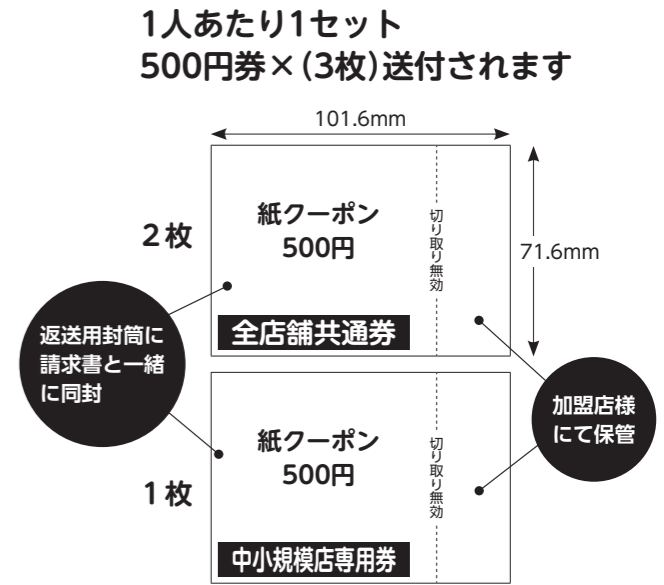


【紙クーポン仕様】

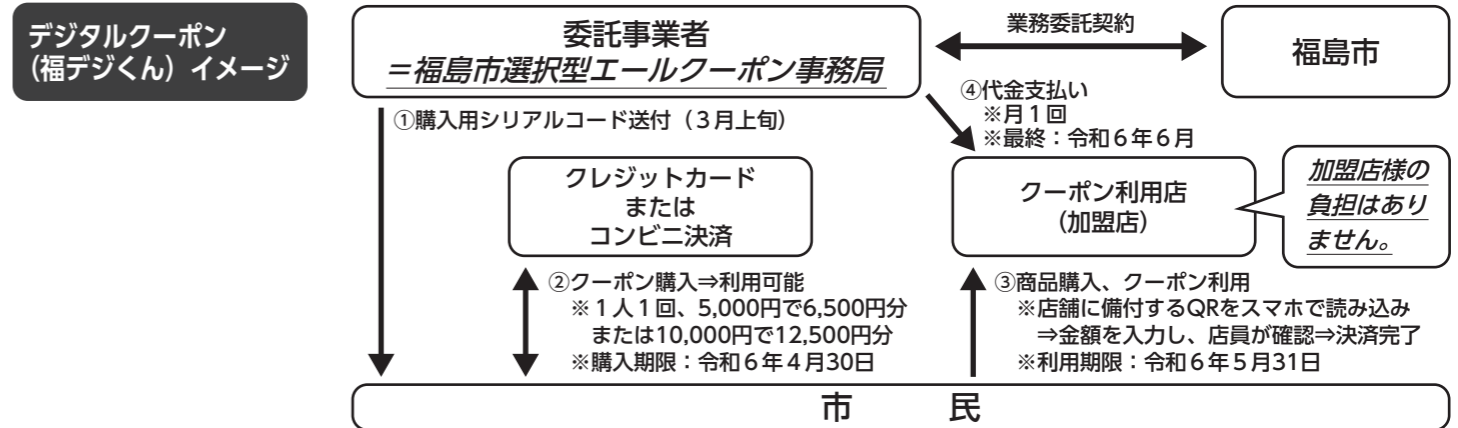
- 加盟店でそのまま使える値引き型クーポンです。
- 1枚につき501円以上の支払いから利用できます。
- お一人様1会計につき2枚まで利用できます。

紙クーポンの利用等にかかる誓約・同意事項

- ①紙クーポンの利用者がその有効期間中に紙クーポンを持参したときは、1枚につき501円以上の商品の販売およびサービス等の提供を行います。
- ②紙クーポンに偽造の疑いが見受けられる場合、福島市選択型エールクーポン事務局へ通報します。偽造等が明らかな場合、商品の販売等はしません。
- ③利用があった紙クーポンは加盟店で回収のうえ、速やかに裏面の所定欄に加盟店名を記入し、店舗控用をミシン目から切り取ります。
- ④既に加盟店名の記入がある紙クーポンや加盟店控用が切り取られている紙クーポンについては、商品の販売等を認めません。
- ⑤紙クーポンの交換、売買および再利用は行いません。
- ⑥紙クーポンの利用者から受け取った紙クーポンの紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は加盟店の責務として対応します。



デジタルクーポンの概要



デジタルクーポンの支払・決済方法

- ①市民 (利用者) の方がそれぞれ事前にデジタルクーポンを購入 (スマートフォンより)
- ②レジでの精算時、店頭で事務局から送付される決済用の QR を設置し、利用者のスマートフォンで読み取りの上、決済金額を入力
- ③店舗側で決済金額を確認し決済完了
- ④利用者の利用額を月末締めで加盟店指定の口座に振込